

牧 総 第 288 号
牧 学 再 第 69 号
令和 5 年 2 月 27 日

牧之原市の小中一貫校
(義務教育学校) を考える市民の会
代表 池ヶ谷 八州志 様

牧 之 原 市 長 杉本 基久雄
牧之原市教育長 橋 本 勝

牧之原市の小中一貫校(義務教育学校)について対話を求める
要望について(回答)

日頃から、市の教育行政につきましては、御理解と御協力をいただきまして、
ありがとうございます。

過日いただきました要望につきまして、別紙のとおり回答いたします。

牧之原市教育委員会学校再編推進室
担当 水野・石川
電話 53-2642

牧之原市の小中一貫校（義務教育学校）について対話を求める要望への回答

1 学校を再編する計画について牧之原市民全員の考えを知るアンケート調査の実施。

学校再編計画については、これまでも市民全員が市政に参加できる機会を設けてきました。意見交換会、アンケート、説明会やインターネットでの意見募集等、多様な方法で市民意見を聴取し、意見を反映して計画を策定しております。

現在計画を推進するに当たっても、学校施設の機能や通学方法等、必要な事項についてアンケートを実施しております。今後も、市民意識調査や学校づくりについて、市民の皆様の考えを知るためのアンケートの実施を予定しております。

2 市民と一緒に、未来の学校について考え・学ぶ会（シンポジウム）の開催。

市民全員が参加することができる「市民とともに学び考える機会」として、令和4年6月に「新しい学校づくりシンポジウム」を開催しております。

令和5年3月18日には、市民の代表と行政との共催で「新しい学校づくり勉強会」を実施予定であり、必要に応じて市民の皆様と共に学び考える機会を設けていきたいと考えております。

3 これまで、市民が計画に対して寄せた意見（パブリックコメント）と、それに対する教育委員会の回答について、市民と一緒にふり返る会（対話集会）の開催。

パブリックコメントについては、自治基本条例、牧之原市政への市民参加に関する条例及び牧之原市政への市民参加に関する条例施行規則に基づき行っております。

具体的には、牧之原市政への市民参加に関する条例施行規則第3条第1項に基づいた手続き方法や同条第2項の規定に基づき、30日間の募集期間を設けて、パブリックコメントを実施しました。また、牧之原市政への市民参加に関する条例第8条第1項に基づき、計画に意見を反映しております。さらに、同条第2項及び同条例施行規則第2条に基づき、いただいた意見と反映後の学校再編計画の公表を行っております。

したがって、教育委員会としては、定められた方法により実施しており

ますので、改めて教育委員会の回答について検証を行う必要はないと考えております。

ただし、市民の皆様が主催する会が開催されるのであれば、学校再編について理解を深めるため、教育委員会が説明する場を設けていただければ幸いです。

4 市民の「おすすめ」の専門家に、教育委員会が考えている計画をチェックしてもらう。

学校再編計画については、子どもたちのこれからの教育環境について専門家も入れて検討してまいりました。学校再編計画の内容は、結果的に文部科学省の新方針に沿ったものとなっており、文部科学省の学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の「小中一貫教育推進のための学校施設部会」や「新しい時代の学校施設検討部会」の委員などを務める千葉工業大学の倉斗綾子准教授から、新しい時代の学びや地域とのつながりも大事にしている先進的な計画であると、評価をしていただいております。

また、学校再編計画の基になる「牧之原市望ましい教育環境のあり方に関する方針（平成31年3月策定）」の内容については、学校再編計画だけでなく、キャリア教育、小中一貫教育及びコミュニティ・スクールの取組も進めており、静岡大学の武井敦史教授、文部科学省CSマイスターの井上尚子氏、義務教育学校に実際に携わっている教員など、それぞれ専門家からのご指導をいただきながら進めております。

なお、キャリア教育の取組については、本年度、文部科学大臣表彰をいただき、また、コミュニティ・スクールの取組については、令和3年度に文部科学省の先進事例として、全国のフォーラムにて発表の場をいただくなど、全国的にも認められる取組となっております。

したがって、教育委員会としては、市民おすすめの専門家に改めて評価していただくことは考えておりません。

教育委員会としては、子どもたちにとってより良い教育環境を整備するため、これからも教育分野や建築分野の専門家などの知恵もいただきながら実現に向けて努力していく必要があると考えております。

5 学校を再編するために必要な予算について、どんな議論がされたかを公表し、今後の計画を実施するための発注の内容について事前に明らかにすること。また、契約を結んだらその内容の公表。

学校再編については、校数に応じた費用や民間活用、通学方法等についても

検討してまいりました。学校再編計画策定委員会で使用した資料や議論の内容については、ホームページに掲載しております。

発注の事前告知については、地方自治法施行令第 167 条の 6 一般競争入札の公告、牧之原市の契約に関する規則第 6 条に基づき、事前にホームページ等で公表しております。

入札結果については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 5 条に基づき、牧之原市役所榛原庁舎 2 階市民ラウンジ及び相良庁舎 1 階ホールの情報公開コーナーにおいて公開しており、自由閲覧となっております。